8701.93		――エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの								
		―――農業用のもの								
	110	――――中古のもの	NO	KG						
	190	――――その他のもの	NO	KG						
	900	―――その他のもの	NO	KG						
8701.94		――エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの								
		―――農業用のもの								
	110	――――中古のもの	NO	KG						
	190	――――その他のもの	NO	KG						
	900	―――その他のもの	NO	KG						
8701.95		――エンジン出力が130キロワットを超えるもの								
		―――農業用のもの								
	110	――――中古のもの	NO	KG						
	190	――――その他のもの	NO	KG						
	900	―――その他のもの	NO	KG						
87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車			87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車			
8702.10		―ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの			8702.10		―ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの			
	100	――ノックダウンのもの		ST		100	――ノックダウンのもの		ST	
		――その他のもの					――その他のもの			
	910	―――中古のもの		NO		910	―――中古のもの		NO	
	920	―――その他のもの		NO		920	―――その他のもの		NO	
8702.20		―駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの					［新規］			
	100	――中古のもの		NO						
	900	――その他のもの		NO						
8702.30		―駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの					［新規］			
	100	――中古のもの		NO						
	900	――その他のもの		NO						
8702.40		―駆動原動機として電動機のみを搭載したもの					［新規］			
	100	――中古のもの		NO						
	900	――その他のもの		NO						
8702.90		［略］			8702.90		［同左］			
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）			87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）			
8703.10		［略］			8703.10		［同左］			
		―その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）					―その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）			